Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）		ア．申請時切を設定し、期間内のみ受付け受付け	イ．随時申請を受付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
30	30	17	18	8	14	14	15	28	0	2	8	8	0	0	30	0	0	0	9	5	16	0	0	1	0	0	9	7	21	15	10	5
三重県	津市	○	○			○		○			○	・就学時健康診断の案内を郵送する際に就学援助制度の書類を同封し配布　・外国籍児童向けの就学ガイダンスにて就学援助制度を周知　・一人親家庭に対し、福祉部局から配信されているメルマガに就学援助制度を掲載			○						○								○		○		
三重県	四日市市	○	○		○	○	○	○							○						○							○	○	○	○	
三重県	伊勢市	○	○			○		○			○	・令和4年度小学校新入学のお子さんがいる家庭のみ、制度案内・申請書一式を郵送（令和3年12月中旬） ・「伊勢市の子育てハンドブック」に掲載			○				○											○	○		
三重県	松阪市	○	○		○	○	○	○							○						○								○	○	○	
三重県	桑名市	○			○	○		○							○						○						○			○	○	
三重県	鈴鹿市	○	○		○	○		○							○				○									○	○		○	
三重県	名張市	○	○	○	○	○	○	○							○						○						○		○		○	○
三重県	尾鷲市	○	○				○	○			○	福祉部局でも就学支援制度の書類を配布し、年度途中該当者へ周知			○						○								○	○		
三重県	亀山市	○	○	○				○		○					○						○							○	○	○	○	
三重県	鳥羽市	○	○		○	○	○								○				○										○			
三重県	熊野市		○		○	○		○							○						○						○					
三重県	いなべ市			○		○		○			○	年度初めの学校便りに記載。前年度受給者については個別に申請案内を配布			○				○								○				○	○
三重県	志摩市			○				○							○						○											○
三重県	伊賀市	○	○		○		○	○							○						○								○	○	○	
三重県	木曽岬町			○		○		○							○					○									○			
三重県	東員町						○	○							○				○												○	
三重県	菰野町		○			○	○	○							○						○								○	○		
三重県	朝日町	○		○		○		○							○						○								○	○		
三重県	川越町	○		○	○			○							○					○								○	○	○		
三重県	多気町	○			○		○	○							○						○						○	○	○	○		
三重県	明和町		○	○		○		○			○	町ホームページに記載			○					○							○		○	○		
三重県	大台町						○	○			○	前年度受給者に直接郵送			○				○									○	○	○		
三重県	玉城町		○				○	○							○					○									○			
三重県	度会町	○	○		○			○			○	新入学説明会で教育委員会職員による制度説明			○					○							○					○
三重県	大紀町							○			○	各学校を通じて保護者全員に制度を書面にて周知			○				○					○					○			○
三重県	南伊勢町	○	○		○			○		○					○				○											○		
三重県	紀北町		○		○		○								○						○											
三重県	御浜町						○	○							○				○										○			
三重県	紀宝町		○				○	○							○						○						○					
三重県	多気町松阪市学校組合	○			○		○	○							○						○						○	○	○	○		

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																								
		<小学校> （1） 実施・検討状況について						<小学校> （2）（1）のカの内容	<小学校> （3）（1）でア と回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校> （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全て に○）											<小学校> （6）（5）のコの内容	<小学校> （7） （4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（ア の場合）支給時期	<小学校> （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全て に○）						<小学校> （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給をしておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（9）に記入してください。）	
30	30	28	1	0	0	0	1	1	28	1	0	0	0	0	0	0	1	2	8	17	0	9	8	7	11	11	6	5	0	4	5	5	0	0	0	0	0	0	0	
三重県	津市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断の案内を送付する際に就学援助制度の書類を同封し配布								
三重県	四日市市	○							○										○			○	○		○	○														
三重県	伊勢市	○							○											○		○	○			○		○		○	○	・「伊勢市の子育てハンドブック」に掲載								
三重県	松阪市	○							○										○			○	○			○														
三重県	桑名市	○							○											○		○			○	○														
三重県	鈴鹿市	○							○											○					○															
三重県	名張市	○							○										○						○	○														
三重県	尾鷲市	○							○										○						○															
三重県	亀山市	○							○											○		○	○	○						○										
三重県	鳥羽市	○							○									○						○	○															
三重県	熊野市	○							○									○									○													
三重県	いなべ市	○							○											○				○			○													
三重県	志摩市	○							○											○				○																
三重県	伊賀市	○							○											○					○	○														
三重県	木曽岬町	○							○											○						○		○												
三重県	東員町	○							○											○						○														
三重県	菰野町	○							○											○				○																
三重県	朝日町	○							○										○			○				○														
三重県	川越町	○							○										○					○							○	就学時健康診断（教育委員会主催）の際に案内を配布								
三重県	多気町	○							○								○										○													
三重県	明和町	○							○											○			○	○		○		○			○	町ホームページに記載								
三重県	大台町		○							○																														
三重県	玉城町	○							○											○			○				○	○												
三重県	度会町	○							○											○		○	○		○	○		○												
三重県	大紀町	○							○										○						○															
三重県	南伊勢町	○							○											○		○			○					○										
三重県	紀北町	○							○										○						○															
三重県	御浜町	○							○											○							○				○	住民基本台帳取扱部局に公務閲覧申請し、入学予定児童保護者に案内をしている								
三重県	紀宝町	○							○											○							○			○										
三重県	多気町松阪市学校組合						○	小学校は設置していない。																																

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）								3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																												（1） 当てはまるもの1つに○をしてください。							
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内態手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へ、また、場合の対応など、事務事務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	（2） （1）のキの内容
30	30	29	1	0	0	0	0	0	29	1	0	0	0	0	0	0	2	2	8	17	0	0	0	0	0	0	0	8	3	13	2	1	2	1	2
三重県	津市	○							○											○										○					
三重県	四日市市	○							○										○										○						
三重県	伊勢市	○							○											○								○							
三重県	松阪市	○							○										○									○							
三重県	桑名市	○							○											○								○							
三重県	鈴鹿市	○							○											○								○							
三重県	名張市	○							○										○									○							
三重県	尾鷲市	○							○										○											○					
三重県	亀山市	○							○											○								○							
三重県	鳥羽市	○							○									○												○					
三重県	熊野市	○							○									○															○		現時点でコロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯はなく、相談もないため検討していない。
三重県	いなべ市	○							○											○										○					
三重県	志摩市	○							○											○										○					
三重県	伊賀市	○							○											○									○						
三重県	木曽岬町	○							○											○												○			
三重県	東員町	○							○											○														○	整備されておらず、現在検討もしていない。
三重県	菰野町	○							○											○										○					
三重県	朝日町	○							○										○											○					
三重県	川越町	○							○										○											○					
三重県	多気町	○							○								○														○				
三重県	明和町	○							○											○									○						
三重県	大台町		○							○																				○					
三重県	玉城町	○							○											○								○							
三重県	度会町	○							○											○										○					
三重県	大紀町	○							○										○									○							
三重県	南伊勢町	○							○											○										○					
三重県	紀北町	○							○										○											○					
三重県	御浜町	○							○											○										○					
三重県	紀宝町	○							○											○													○		
三重県	多気町松阪市学校組合	○							○								○														○				

		4. 就学援助制度の模倶規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	(6) (3)で子と回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タ に○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および安額を(5)に記入してください。）	テ. その他（内容を(6)に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）			(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば援保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。					(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)で「イ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																					倍	倍				ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）		年	月	
30	30	17	17	11	11	8	14	5	1	4	4	1	1	2	4	11	6	9	0	3	24	0	3	0	6	10	2	2	2	0	0	10	10	
三重県	津市	○	○				○										○				1.3					○						平成25	4	15%未満
三重県	四日市市	○															○				1.3					○						平成30	4	15%未満
三重県	伊勢市															○					1.5					○						平成25	7	15%未満
三重県	松阪市		○	○	○	○	○									○					1.4				○				○					20%未満
三重県	桑名市	○	○	○	○	○	○																											10%未満
三重県	鈴鹿市	○	○	○			○	○									○				1.5				○		○							15%未満
三重県	名張市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2					○						平成25	7	15%未満
三重県	尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○										○			1.3													25%未満
三重県	亀山市	○																○			1.5													10%未満
三重県	鳥羽市						○									○					1.5				○				○					20%未満
三重県	熊野市		○		○		○																											15%未満
三重県	いなべ市	○	○															○			1.4													10%未満
三重県	志摩市	○	○	○	○	○	○		○	○					○		○				1.4					○						平成24	12	20%未満
三重県	伊賀市	○															○				1.2					○						平成25	8	15%未満
三重県	木曽岬町	○																○			1.3													10%未満
三重県	東員町		○	○												○					1.4					○						平成24	10	15%未満
三重県	菰野町	○	○													○					1.3				○		○							10%未満
三重県	朝日町															○					1.1				○			○						5%未満
三重県	川越町																	○			1.1													15%未満
三重県	多気町															○					1.5					○						平成24	12	15%未満
三重県	明和町	○	○						○			○	○	○		○	○	○			1.5					○						平成24	12	10%未満
三重県	大台町																	○			1.5													15%未満
三重県	玉城町																	○			1.5													10%未満
三重県	度会町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○			その他（経済的な理由により、就学が困難である等）											10%未満
三重県	大紀町	○	○	○	○	○	○													○			経済的な理由により、就学が困難である場合に申請できる。（その際、民生委員の所見が必要）											15%未満
三重県	南伊勢町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○			○			1.5													10%未満
三重県	紀北町	○	○	○	○		○																											30%未満
三重県	御浜町															○				○	1.5		特別な事情のため経済的に困窮し、就学援助を必要とする場合		○			○						25%未満
三重県	紀宝町		○		○		○																											15%未満
三重県	多気町松阪市学校組合															○					1.5					○						平成24	12	20%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
30	30	29	2	2	5	5	5	22	22	0	1	29	2	2	4	4	4	23	23	0	0	6	5	5	1	1	1	0	0	0	0	29	22	22	7	7	7	0	0	0	0	17
三重県	津市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	19,129								通学用品費については、1年生を除く
三重県	四日市市	○						○	25,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	16,363								通学費については、対象費目ではあるが実績なし。
三重県	伊勢市	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	24,300								
三重県	松阪市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	18,623								
三重県	桑名市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	18,330				
三重県	鈴鹿市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	32,715					○	○	18,150								
三重県	名張市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	9,821								○	○	19,795								校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和3年度の実績がありません。
三重県	尾鷲市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690					医療費について：実績なし 学校給食費について：保護者実費の8割支給
三重県	亀山市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○			○	22,690	16,987					学用品及び通学費：途中認定者については月割 通学費：実績なし 感染症まん延防止を目的とするワクチン接種に要した費用：実績なし
三重県	鳥羽市	○						○	13,900			○						○	51,060			○	○	12,309								○	○	23,497								校外活動費(宿泊を伴うもの)については実績なし
三重県	熊野市	○			○	11,630	11,150					○						○	41,000			○	○	0								○	○	18,769								修学旅行費の支給平均額は就学援助受給者のうち、就学旅行に行った児童の平均で算出しています。それ以外は支給対象者全員の平均額です。支給平均額0円は実績なし。学校給食費は令和3年度から無償化により保護者負担なし。
三重県	いなべ市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	12,252								医療費については実績がありません。
三重県	志摩市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	31,000								校外活動費（宿泊を伴わないもの・伴うもの）、修学旅行費は令和4年度予算計上単価を記載。 学校給食費は5、6年生は無償、1～4年生は2学期から無償化 医療費は令和3年度支給なし
三重県	伊賀市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	21,382								校外活動費(宿泊を伴うものについては、支給実績なし。
三重県	木曽岬町	○			○	11,630	5,374					○			○	51,060	51,060															○			○	22,690	18,123					
三重県	東員町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	17,636								給食費は、例年4,100円×11ヶ月＝45,100円の支給ですが、R4年度は7月から1月の給食費が無償化になるため、5ヶ月分の支給となります。
三重県	菰野町	○						○	12,090			○						○	54,060													○	○	18,095								校外活動費（宿泊を伴うもの）は、実績なし
三重県	朝日町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	17,676								クラブ活動費、生徒会費、オンライン学習通信費は実績が無かったため
三重県	川越町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	15,610					【校外活動費（宿泊を伴わないもの）】実施見合わせ多数のため、平均支給額は、令和4年度予算計上単価。 【学校給食費】1～3年生が40,500円、4～6年生が42,000円。R4.3月は全児童無償化対応のため対象外。
三重県	多気町	○						○	※			○						○	51,110													○	○	18,942								・学用品費・・・1年：11,640円　2～6年：13,910円 ・学校給食費・・・1～3年：45,100円　4～6年：47,300円 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし
三重県	明和町	○	○	11,630								○	○	54,060																		○	○	20,000								
三重県	大台町	○						○	11,640			○						○	51,100													○	○	9,912								医療費については、実績がありませんでした。 給食費については、令和4年度より学校給食無償化となり、保護者負担額が0円となったため、今回の調査の支給平均額は0円としてあります。
三重県	玉城町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	20,190					
三重県	度会町	○			○	11,630	11,630					○			○	51,060	51,060															○	○	19,007								校外活動費（宿泊を伴わないもの）4年2年のみ支給対象 学校給食費については、学年によって金額が変わるため5年を実績として報告
三重県	大紀町	○	○	11,630								○	○	51,060																		○	○	13,426								
三重県	南伊勢町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	20,900								
三重県	紀北町	○			○	11,520	11,520					○			○	50,600	50,600															○	○	16,959								
三重県	御浜町	○			○	※ 13,900	13,900				小1のみ11630円	○			○	54,060	54,060															○			○	40,000	40,000					
三重県	紀宝町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,408								
三重県	多気町松阪市学校組合																																									

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |